

令和2年12月18日

Go To 商店街事業（通常募集）の応募受付終了日の決定について

令和2年度第1次補正予算により実施しております本事業の通常募集の受付終了日につきましては、募集要領において、その終了日の約1週間前を目途にお知らせすることとしておりました。

この度、12月24日（木）をもって応募受付を終了することとしましたので、お知らせします。

※本募集は、事業開始日の4週間前までに応募することを要件としております。そのため、例えば、12月18日（金）に応募する場合、翌年1月14日（木）以前に開始する事業は対象となりませんので、ご注意ください。

※応募書類に不備がある場合、応募を受け付けられない場合がございます。応募にあたり、書類に不備がないか入念にご確認の上、ご応募ください。

※年末年始において最大限の新型コロナウイルス感染症対策を講じるための特別な措置として、本事業について、令和2年12月28日（月）から令和3年1月11日（月）までの期間、外出による感染リスクを最小限にするため、集客を伴う商店街イベント等を全国一斉に一時停止しております。本措置については、令和3年1月12日（火）以降も延長される可能性がございます。念のためお知らせします。

なお、令和2年度第3次補正予算案によるGo To 商店街事業の延長（30億円）が措置される見込みです。後日、中小企業庁から再募集などの詳細について公表される予定です。

<募集要領抜粋>

2-1. 対象事業及び募集期間	
通常募集 予算 7割増	(対象事業) 令和2年12月1日(火)～令和3年2月14日(日) に開始する事業 ※令和3年2月14日(日)までに事業終了すること
	(募集期間) 募集開始日：令和2年10月30日(金) 募集終了日：予算がなくなり次第、終了 ※終了の約1週間前を目途に、Go To 商店街事業者向けホームページ等にてアナウンス致します。
	(応募締切) 事業開始日の4週間前までにご応募ください (例、令和2年12月8日(火)に開始する事業の場合 → 令和2年11月10日(火)までに応募) ※期限を過ぎたご応募は受け付けかねます。 ※郵送の場合、期日の消印有効となります。 ※ただし、12月1日(火)～7日(月)に開始する事業については、 11月9日(月)まで(郵送の場合、当日消印有効)受け付けます。